

経営協議会の学外委員からの意見を法人運営に反映した主な事例（令和3年度）

経営協議会の学外委員からの意見	本学の取組状況
<p>◆ 外部研究費受入状況と獲得増に向けた今後の対応について</p> <p>科研費の獲得にあたっては、グローバルな視点が必要になってくる。また、若手の先生が科研費を申請しやすい環境づくりが必要。</p> <p style="text-align: right;">（令和3年5月20日 経営協議会）</p>	<p>学術研究・イノベーション推進機構（IMO）において、教員・研究者が科研費を申請しやすい環境づくりのために、以下の取組みを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科研費セミナーの開催 <p>『参加型セミナー「科研費の獲得に向けて」～採択研究者・審査委員等の多角的な視点から～』を開催し、調書作成のノウハウなどについて双方向形式で情報共有を行った。</p> ・ 申請ガイド等の資料提供 <p>計画調書作成にあたって、気をつけたいポイントを記した申請ガイドと用語例を共有している。</p> ・ 調書作成支援 <p>科研費申請に関してアドバイス等が必要な者からの問合せにも対応し、研究計画調書の内容をIMOにて確認の上、コメントおよび改善点等をフィードバックしている。</p> ・ 研究費支援 <p>「A」評価で不採択となった者を対象とし、研究の継続性を担保する研究費を配分している。</p> ・ FD研修の実施 <p>理事（研究担当）による科研費に関するFD研修を令和3年度5件、令和4年度1件実施した。</p>

経営協議会の学外委員からの意見を法人運営に反映した主な事例（令和3年度）

経営協議会の学外委員からの意見	本学の取組状況
<p>◆ 柏の葉キャンパスの利用について</p> <p>柏の葉の診療所は大変ユニークで、しかも近代医学と別の形で伝統的な日本の医療というものも引き継いでやっているものだから、何かこういうことが一つの契機として、こういう診療所の機能なり研究なりが拡大できるようなことをあわせて考えていただけたらいいかと思う。</p> <p style="text-align: right;">（令和3年7月15日 経営協議会）</p>	<p>柏の葉診療所は発展的に解消され、令和5年1月から墨田サテライトキャンパスに「墨田漢方研究所」を開設し、従来に比べて研究に重点を置いた体制となる。「墨田漢方研究所」においては、医学部附属病院和漢診療科のスタッフも診療・研究・教育に関与し、千葉大学における東洋医学および漢方医学研究活動の拡大を目指す。</p>
<p>◆ 第4期中期目標期間における教員人事計画（案）について</p> <p>ダイバーシティという観点からも、自分の才能がきちんと活かせるような全般的な環境作りが非常に大事である。</p> <p>また、優秀な人材の外部からの採用と、内部昇任のバランスが非常に重要である。</p> <p style="text-align: right;">（令和3年11月18日 経営協議会）</p>	<p>ダイバーシティ推進の観点から、研究環境整備拡充のため、女性・若手・ワークライフバランス実現への英文校閲経費や国際研究活動費といった経費支援、育児・介護の負担を評価し、性別は関係なく研究支援要員を配置する直接支援及び全教職員等に対するダイバーシティ推進のための意識啓発を実施している。啓発活動としての令和3年度の研修プログラムについては、アンコンシャス・バイアスセミナー、ハラスメント防止研修をライブ配信とオンデマンド配信し、多くの者が受講している。無意識のバイアスを意識し、発言や行動する重要性を学ぶことができているので、引き続き意識啓発活動を実施していく。</p> <p>また、公募及びダイレクトリクルーティングによる登用を徹底しつつ、内部昇任によって優秀な人材の確保が図られる場合には、教員人事調整委員会にて審議のうえ、内部昇任を認めている。</p>

経営協議会の学外委員からの意見を法人運営に反映した主な事例（令和3年度）

経営協議会の学外委員からの意見	本学の取組状況
<p>◆ 新型コロナウイルスへの対応について</p> <p>私費留学生在が入国する際の手続きが相当複雑ということだが、千葉大学として、サポート体制を組んでいるのか。</p> <p style="text-align: right;">（令和3年11月18日 経営協議会）</p>	<p>本ご意見をいただいた当時は「水際対策強化に係る新たな措置（19）」（令和3年11月5日）が発表され、留学生を受け入れる機関が防疫措置を徹底・管理することを条件に入国が認められるものであったため、本学では旅行会社に委託し、本学指定の旅行会社が手配する待機場所にて待機させる措置をとった。待機場所の他、希望者にはハイヤー、スマホの手配も可能とした。待機中は、Microsoft Forms を利用し、総合安全衛生管理機構への健康報告を行うよう指導し、入国者の健康管理を行った。</p> <p>また書類の作成等の支援では、下記の書類を取りまとめの上、学務部留学生課が申請していた（①入国等に関する申請書、②水際対策強化に係る新たな措置（19）誓約事項（入国者用）／（受入責任者用）にかかる誓約書、③活動計画書、④入国者リスト、⑤入国者のパスポートの写し、⑥有効な在留資格認定証明書の写し、⑦ワクチン接種証明書の写し）。大変複雑な仕組みであったことから、学生向け資料については、理解しやすいように①新規入国の流れについて（詳細版）、②To do リスト、③渡日の流れイメージの3種類の文書を作成し、また、上記書類取りまとめの他、体温記録表の記録、民間医療保険への加入、入国後14日間の健康フォローアップの質問票 WEB 及び検疫法12条に基づく質問への回答について案内・指導し、円滑に入国できるようサポートした。</p> <p>令和4年10月11日以降、水際措置の見直しに伴い、上記業務及び後継入国事務手続は不要となったが、コロナ禍前とほぼかわらない水準の学生が渡日しているため、引き続き、口座開設、住民登録、国際交流会館への入退去に伴うガス電気の開閉手続事務等のサポート業務に従事している。</p>